	四　医療業務をつかさどる官職の職務（五の項から七の項までに掲げる職務を除く。）	五　調剤に関する事務をつかさどる官職の職務	六　栄養管理に関する事務をつかさどる官職の職務			
	防衛大学校及び自衛隊病院	防衛大学校、防衛医科大学校病院、補給処、自衛隊病院及び補給統制本部	防衛大学校及び防衛医科大学校並びに陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の部隊又は機関等（以下「自衛隊の部隊等」という。）			
九　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	一　防衛大学校総務部衛生課の所掌事務を分掌する室の長又は自衛隊病院の診療科において、この項第一欄の事務をつかさどる官職の属する職制上の段階	一　薬剤部長の属する職制上の段階	一　この項第二欄に掲げる部局又は機関等の栄養管理に関する事務を行い、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに係る事務の指導をつかさどる官職の属する職制上の段階	一　防衛医科大学校病院の属する職制上の段階	教官	室長
	二　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	二　前号に規定する官職を助け、部の事務を整理する官職の属する職制上の段階	二　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	二　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	副部長	医師
	三　この項第二欄に掲げる部局又は機関等の部（部が置かれない部局又は機関等に限る。）又は工場の長の指揮監督を受け、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに関する調剤に係る事務の指導をつかさどる官職の属する職制上の段階	三　この項第二欄に掲げる部局又は機関等の部（部が置かれない部局又は機関等に限る。）又は工場の長の指揮監督を受け、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに関する調剤に係る事務の指導をつかさどる官職の属する職制上の段階	三　この項第二欄に掲げる部局又は機関等の部（部が置かれない部局又は機関等に限る。）又は工場の長の指揮監督を受け、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに関する調剤に係る事務の指導をつかさどる官職の属する職制上の段階	四　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	薬剤師	栄養管理主任
	四　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	四　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	四　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	一　この項第二欄に掲げる部局又は機関等の栄養管理に関する事務を行い、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに係る事務の指導をつかさどる官職の属する職制上の段階	薬剤主任	栄養士

七　診療放射線技師、診療エックス線技師、あん摩マッサージ指圧師、歯科衛生士、歯科技工士等の行う医療技術に関する事務をつかさどる官職の職務（五及び六の項に掲げる職務を除く。）						
一　防衛大学校及び防衛医科大学校						
一　防衛医科大学校における事務をつかさどる官職の属する職制上の段階	二　前号に規定する官職を助け、その事務を整理する官職の属する職制上の段階	三　第一号に規定する官職の指揮監督を受け、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに係る事務をつかさどる官職の属する職制上の段階	四　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	五　自衛隊の部隊等においてこの項第一欄に掲げる事務をつかさどる官職の属する職制上の段階	六　前号に規定する官職の指揮監督を受け、及びこれに係る事務を整理し、及び次号に規定する官職の事務に係る事務の指導をつかさどる官職の属する職制上の段階	七　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	八　保健指導又は療養上の世話若しくは診療の補助に関する事務をつかさどる官職の職務
技師長	副技師長	主任技師	技師	技師長	主任技師	技師	
二　自衛隊の部隊等							
一　防衛医科大学校病院の属する職制上の段階	二　前号に規定する官職を助け、部の事務を整理する官職の属する職制上の段階	三　第一号に規定する官職の指揮監督を受け、又は防衛大学校の部の所掌事務を分掌する官職のこれに準ずる官職の属する職制上の段階					
部長	副部長	看護師長					
一　防衛大学校及び防衛医科大学校							